

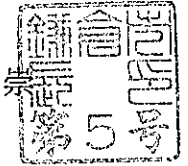
鎌倉総第1440号

令和8年（2026年）8月31日

鎌倉市議会議長

日向 慎吾 様

鎌倉市長 松 尾



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。



事務担当

総務課総務担当（内線2242・2243）

議会受付番号	文書質問第 10 号
質問者	細川 まなか 議員
答弁する者	市 長 (健康福祉部障害福祉課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づく文書質問第 10 号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

本市においては、障害者が福祉施設等に通所する際の経済的負担を軽減するため「施設等通所交通費助成制度」が設けられている。一方で、事業者に対しては、利用者の送迎を実施した場合に国・自治体から「送迎加算」が給付される仕組みが存在する。

本来、事業者の送迎サービスを利用して通所している利用者については、自ら交通費を負担していないため、個人に対する通所交通費助成の必要性は生じないのが制度の趣旨である。

しかしながら、実際の福祉現場においては、事業者による送迎サービスを受け（事業者が送迎加算を取得し）ながら、同時に利用者が市に対して通所交通費助成を申請・受給しているという、実質的な「二重請求・重複支給」が発生していると情報提供を受けている。さらにこれらは常態化している現実があるとも聞いている。

現行の市の申請様式や確認プロセスでは、送迎加算の利用有無や実際の移動実態を厳格に照合・不重複を確認する仕組みが十分に機能していない懸念がある。

(1) 施設等通所交通費助成と送迎加算の重複支給の事実を把握しているか

市内および市外の対象事業所において「事業者が送迎加算を算定・受給している利用者が、同時に市の通所交通費助成を受給している事例」が存在することを市として把握しているか。また、過去の支給履歴を含め、こうした重複支給の有無に関する実態調査を行ったことがあるか。

(2) 施設等通所交通費助成と送迎加算の重複支給のチェック体制について

通所交通費助成の申請・審査において、申請者が事業者の送迎を利用しているか否かを市がどのように確認・照合しているか。

(3) 事業所の指導監督について

送迎加算を得ることを目的とし、事業所での利用者へのサービスが、本来サービス等利用計画書に書かれている目的にそぐわなくなっているのであれば、指導の対象となると考える。障害福祉サービスの実施主体である市として、事業所の運営実態をどのように把握、管理しているか。

2 質問の理由

障害者福祉制度および自治体の助成制度は、真に必要な支援を届け、障害のある方の自立と社会参加を支えるため、公金によって成り立っている。事業者が送迎を行いその対価として送迎加算を受領しているにもかかわらず、同一の通所移動に対して利用者名義で通所交通費助成が重複して支給され

ているという事実があれば、制度本来の趣旨から逸脱した公金の不適正な支出と言わざるを得ない。二重請求の実態があるのであれば、福祉制度全体の信頼性を損なうのみならず、誠実に運用を行っている他の事業者や市民に対する公平性を欠くものである。とりわけ就労継続支援B型の場合は工賃が月数千円～1万円程度という現実の中で、このような状況が実質的な「収入補填」のようになってしまっている側面があるのではないかと考えられる。

本市においては、申請手続きやチェック体制が十分ではないのではないかという懸念がある。行政として実態を調査し、必要な予防策を構築する責務があると考えている。制度の趣旨に基づいた適正な公金支出と公平な福祉制度運用の実現を図るため、市の認識と今後の対応について伺うべく、本質問を行う。

3 答弁を求めるもの

市長

4 答弁

(1) 施設等通所交通費助成と送迎加算の重複支給の事実を把握しているか

「事業者が送迎加算を算定・受給している利用者が、同時に市の通所交通費助成を受給している事例」について、市として把握しているものはありません。

また、重複支給に関しては、過去の支給履歴を含め、事業所や通所の利用者に聴き取りを行うなどの実態調査を実施した実績はありません。

(2) 施設等通所交通費助成と送迎加算の重複支給のチェック体制について

施設等通所交通費助成に係る申請時には、申請者に対し事業所の送迎サービスの利用の有無について口頭で確認するとともに、申請経路に変更が生じた場合には、速やかに変更申請書を提出するよう周知しています。

本市における施設等通所交通費助成の認定にあたっては、最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法であるかを確認の上、往復運賃の額を決定していますが、自宅から最寄り駅までは公共交通機関を利用し、最寄り駅から事業所までは事業者の送迎サービスを利用している場合など、公共交通機関と事業者の送迎サービスを併用することも可能です。なお、この場合、助成の対象は公共交通機関の利用区間に限定されます。

次に、助成額の算定にあたり、本市では、「障害福祉サービス給付費の請求データ（対象者ごとの通所日、送迎加算の算定日及び回数）」情報を把握していますが、認定された経路とは異なる経路で通所する場合など、本市が保有する情報から申請者が公共交通機関をどれくらい利用したかを正確に把握することは困難です。そのため、現状としては、毎月、事業者から提出された通所報告書により助成の対象日数を確認しています。

こうした状況を踏まえ、今後は、施設等通所交通費助成の申請時に、事業所の主たる送迎区間を明記させるとともに、事業所から提出される通所報告書においても、利用者ごとの主たる送迎区間の記載欄を設けるなど、両者を照合できる仕組みを検討してまいります。

あわせて、事業所が提出する報告書の様式を改め、「施設等通所交通費助成の対象日数」「助成対象外日数」及び「合計日数」を区分して記載させることにより、事業所側の報告誤りを防止するとともに、市において十分な審査期間を確保できるよう要綱を改正し、適正な公金支出と公平な福祉制度の運用を図ってまいります。

(3) 事業所の指導監督について

市では障害福祉サービス給付費の適正な給付と事業所の適切な運営を確保するため、毎月の請求内容の審査や市の相談窓口等を通じて利用者やご家族から寄せられるお声により運営実態の把握をしています。

仮に事業所が障害福祉サービスにおける送迎加算について虚偽の実績記録に基づき報酬を不正に請求したことが判明した場合には、本市は指定権者である神奈川県等と連携し、事実関係の調査を行った上で、指導や行政処分等の厳正な対応を講じてまいります。

今後とも、福祉制度の信頼性を確保し、公金の適正な支出と公平な制度運用の徹底に努めてまいります。